

# 小平市立小平第十三小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に対する基本方針

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、子どもの健やかな成長は、社会全体の願いである。そのため、児童の生命や心身に重大な危険を生じさせるいじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校・家庭・地域は、それぞれが責任と役割を果たしながら、社会全体でいじめの問題の解決を図らなければならない。

本校では、教職員全員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、小平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）や保護者、地域、関係機関と連携し、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 3 未然防止のための主な取組

### (1) 道徳教育等の充実

道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「ふれあい月間」に合わせ、「いじめ防止に関する授業」を年3回実施する。

### (2) 情操教育の充実

読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

### (3) 児童の主体的な取組の推進

児童会によるいじめ防止のポスターの作成やあいさつの推進による望ましい集団形成への取組など、児童の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

### (4) 保護者や地域との連携

保護者や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも情報交換を行うとともに、学校公開や家庭訪問、個人面談、学校通信などを通じたいじめの防止等のための取組に対する啓発及び家庭との緊密な連携・協力を行う。

## 4 早期発見のための措置

(1) 「いじめ対策委員会」を設置して、児童の情報を共有し、組織的に対応する。児童の進級や転学、進学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

＜いじめ対策委員会の構成＞

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、各担任、  
スクールカウンセラー

- (2) 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施するとともに、実施後には、担任や生活指導主任が気になる児童への面談を行う。
- (3) スクールカウンセラーによる第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- (4) いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、生活意識調査を実施する。意識調査の結果を受け、担任が配慮を要する児童と面談を行う。
- (5) 児童がいじめの相談を行いやすいように相談室前に「相談箱」を設置する。
- (6) いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内連絡会を、毎週1回実施するとともに、教員の校内研修会を年3回実施する。
- (7) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進
  - ① 「SNS十三小ルール」を設定し、児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭でのルール作り等、保護者の協力を依頼する。
  - ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。インターネット上の人権侵害情報に関する相談の窓口など、関係機関の取組についても周知する。
  - ③ 学校公開やセーフティ教室の機会を活用し、情報モラルにかかわる授業を定期的実施し、保護者や地域と一緒に考える機会とする。

## 5 いじめが発生した場合の対応

- (1) 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織としていじめの事実確認を徹底して行う。事実確認の結果は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、児童又はその保護者に対する支援を行う。必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等とも密に連携し、いじめを受けた児童の気持ちを第一に考え、児童に寄り添った対応を行う。
- (3) いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) いじめを見ていた児童が、自分の問題として捉え、傍観者とならないように指導する。
- (5) 速やかに関係児童の保護者に報告し、情報を共有するとともに、支援及び助言を行う。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

## 6 重大事態への対処

- (1) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。

付 則

平成26年7月18日 作成

平成28年7月15日 一部改訂

平成31年3月12日 一部改訂

## こだいらいじめ防止メッセージ

小平市、教育委員会、学校、家庭、地域など、わたしたち子どもを取り巻く大人は、いじめ問題に 対して、次のような姿勢で取り組みます。

### ① ～いじめは絶対に許されない～

児童・生徒へのアンケートによると、小平市でも「状況によってはいじめが許される場合もある」と、いじめを容認する回答が見られましたが、いじめはどんな理由があっても決して許されることではありません。このことを子どもも大人も認識し、いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを 許容しません。

### ② ～いじめの要因・背景にも目を向ける～

いじめは絶対に許されることではありません。しかし、起きてしまったいじめには必ず要因や背景があるはずです。いじめを行った児童・生徒へ毅然とした指導を行うとともに、いじめを生み出す土壌や 要因、雰囲気になかったかなど、いじめが起きたメカニズムの分析やいじめを行った児童・生徒への事 後対応にも配慮していきます。

### ③ ～地域社会総がかりで取り組む～

小平市の小・中学校には、学校支援ボランティア、青少年対策地区委員会、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多くの大人が関わっているのが特徴といえます。この特徴を活かし、関係者、関係機関が連携した取組を進めます。家庭では、他人の痛みを自分のこととして受け止める心や、社会生活のルール、マナーを守ることの 大切さを教え、いじめは許されない行為であることを、十分理解させるように努めます。

### ④ ～小・中連携教育により児童・生徒に主体的に取り組ませる～

小平市では小・中連携教育に取り組んでいます。「こだいら共通プログラム」の視点の一つに「健全育 成の推進」が挙げられています。いじめの防止においても、中学校区を単位として小学校と中学校が連 携して、児童・生徒自らが考え、「いじめを許さず、自分のことも友達のこと大切にする」態度を育て る主体的な活動を取り入れていきます。

### ⑤ ～ささいなケースも見逃さない～

小平市は、いじめの実態調査で多くの件数を報告していますが、解消の割合も高い結果となっ ています。ささいなケースを黙認したり看過したりすることなく、いじめの兆候がある場合には、組織的にき め細かく対応し、早期発見・早期対応によりいじめの芽を摘んでいきます。